

## 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の地域別設置状況(16年3月末現在)

法施行令別表 1の項番号	施設名	南部地域		中北部地域	合計
		総量規制地域		その他の地域	
		京都市地区	山城地区		
1	ボ イ ラ ー	1,750	535	718	3,003
2	ガス発生炉・加熱炉	1		3	4
3	焙焼炉・焼結炉等				
4	溶 鋳 炉 等				
5	金 属 溶 解 炉	43	13	16	72
6	金 属 加 熱 炉	15	11	26	52
7	加 熱 炉		1		1
8、8の2	触媒再生塔・燃焼炉				
9	焼成炉・溶融炉	6	4	100	110
10	反応炉・直火炉	5	11	1	17
11	乾 燥 炉	11	18	49	78
12	電 気 炉				
13	廃棄物焼却炉	52	19	47	118
14	銅鉛等精錬用焙焼炉等				
15	カドミウム系顔料乾燥施設				
16	塩素急速冷却施設				
17	塩化第二鉄用溶解槽				
18	活性炭製造用反応炉				
19	塩素反応施設等				
20	アルミニウム精錬用電解炉				
21	リン肥料製造用反応施設等			1	1
22	弗酸製造用凝縮施設等				
23	リン酸ナトリウム製造用反応施設等				
24	鉛二次精錬用等溶解炉	2	12	5	19
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	83		22	105
26	鉛系顔料製造用溶解炉				
27	硝酸製造用吸収施設等				
28	コ ー ク ス 炉				
29	ガ スタ ー ビ ン	69	23	41	133
30	デ ィ ー ゼ ル 機 関	341	97	166	604
31	ガ ス 機 関	51	16	9	76
	合 計	2,429	760	1,204	4,393
	工場・事業場数	1,122	281	515	1,918

(注) 電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鋳山保安法に規定する工作物等で大気汚染防止法第27条第3項の規定による当該施設に係る国の行政機関の長から通知があったものを含みます。